

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松島町長 櫻井 公一

市町村名 (市町村コード)	松島町 (04401)	
地域名 (地域内農業集落名)	磯崎・手樽 (磯崎、三浦、元手樽、早川、名込、古浦、左坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では2法人及び集落営農組織に集積・集約されており地域農地の大部分を耕作しているが、いずれも高齢化と後継者の問題がある。今後、法人等が農業経営を辞めた場合に、地域の担い手や個人農家では請け負いきれない問題が発生する。法人等が請け負っていない集落でも、人手不足や高齢化の面から、農業をリタイアする人が増えている。
また、農業施設の老朽化が進んでいるため、更新が急務となっている。

【地域の基礎データ】

主な作物: 水稲、高収益作物、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、地域を中心的に請け負っている法人が、可能な限り営農を続けるが、外部の法人や大規模経営の担い手への引導も検討していく。
地域としては水稲がメインであるが、新たな担い手には、ブロックローテーションを行いながらの大豆の作付、水張りが困難な農地には高収益作物の作付を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	218 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後維持管理が困難な林地との間にある農地は保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の担い手を中心に中間管理事業を活用して集積を図る。担い手に不足が生じた場合は地域外や町外、新規就農者への集積を図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>リタイヤする人は、原則農地中間管理機構に貸し付ける。規模を拡大したい人は中間管理機構を活用する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>なし</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内に限らず、多様な人材を受け入れ、地域の担い手を中心に人材の育成に取り組む。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>なし</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--